

敦賀市告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の町の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

この届出にかかる町の区域の変更は、平成22年7月20日からその効力を生ずるものとする。

平成22年 7 月20日

敦賀市長 河 瀬 一 治

次の区域の地先の公有水面埋立地19,002.65平方メートルを金ヶ崎町に編入する。

大字（町）	字	地 番
金ヶ崎町		49番1 50番 51番
泉	167号絹掛	1番1 1番10 1番11
	173号カブト岩	1番4